

情 報

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について … 2

平成28年8月23日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成28年8月23日
(2) 事業者の氏名又は名称	京王バス東株式会社 代表者 窪田洋
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都多摩市関戸1-9-1 (世田谷営業所) 東京都世田谷区上北沢5-9-1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項、第2項
(6) 違反行為の概要	平成28年4月22日及び平成28年5月9日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第1項、第2項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)運行管理補助者の要件違反(運輸規則第47条の9第3項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)